



■平成30年6月7日～6月22日、6月会議が開催されました。

山本議員の一般質問を通じて、議会活動報告をいたします。
なお、委員会などのトピックスは、ホームページの「山本せいご議会だより」でご覧になれます。

山本せいごの一般質問（6月会議）

行政監査および定期監査の課題の処置について（1）

1. 28年度・公金外現金の管理についての監査指摘事項

町政執行と関わりのある各種団体が保有する現金や、実費徴収金などで、町の職員が団体から委託され管理するケースがある。

公金以外の現金であることから、町の会計規定を受けず、統一的基準もない状態にある。公金に準じ適正に扱う必要から、監査が実施されたが、監査で求められた6項目の改善策について対応を問う。

質問1: 助成金交付したもので、当該現金を公金外現金での管理が妥当かの検証の結果は？

答弁: ①公金外現金として、実行委員会などで実施の事業開催経費として助成してきた。
②適正な財務、会計事務とするために、平成30年度から、一般会計予算の歳出予算科目に計上した。

質問2: 団体の取り扱いが本来業務としてふさわしいと思われるものの、当該団体への移行措置は？

答弁: ①現在、指定管理者が徴収すべき体育施設の利用料金について、一部町が領収している事務等がある。
②今年度中に指定管理者への事務移行に取り組む。

質問3: 事務担当者が単独で現金の出納や保管事務を行っている公金外管理の組織的管理への体制改善は？

答弁: ①課等または学校の長を最終的な管理責任者として組織的管理をするようにした。



質問4: 出納簿や入金金に係る決済が作成されていないケースで、決済の作成と管理責任者の決済の改善は？

答弁: ①支出命令など作成していない部署においては、様式を整備の上、管理責任者の決裁を受けるように取り組んでいる。

質問5: 出金、出金後の管理体制の改善は？

答弁: ①通帳及び印鑑の保管者を分離するなどにより、出金に複数の職員が関与する体制の構築に取り組んでいる。



質問6: 望ましくないと指摘されているキャッシュカードの利用の取り扱いの改善は？

答弁: ①学校関係について、公金外現金を振り込みで支払う場合は、振込手数料の負担が少なくなること、大金を持って窓口に並ばない、その他やむを得ない場合に限定し、組織的チェックする体制を確立し、事故防止に努めている。
②学校関係以外の団体については、今年度中にキャッシュカードを廃止していく。

議会だより (つづき 1)

行政監査および定期監査の課題の処置について (2)

2. 29年度の監査において、28年度の行政監査の追加指摘事項

29年度の監査において、28年度の行政監査(公金外現金の管理関係)結果は、おおむね改善されたと評価されたが、さらに次の事項が指摘されている。早急に改善が必要と思われるがそれら7項目の改善策を問う。

質問1: 町教育支援委員会の公金管理の継続について、規則に定める本委員会の事務に要する経費は、歳出予算から執行すべきと指摘がある。改善策の実施は？

答弁: ①適正な財務、会計事務とするために、平成30年度から、一般会計予算の歳出予算科目に計上した。

質問3: 帳簿の整理の指摘事項で、出納簿や決裁文書の作成が、口頭や通帳への書き込みで省略されているものの改善は？

答弁: ①支出命令書などの関係書類を作成し、管理責任者の決裁を受けるよう、現在改善に向けて様式などの見直しに取り組んでいる。



質問5: キャッシュカードの利用のさらなる改善は？

答弁: ①学校関係は、組織的チェックが機能する体制を確立し、事故防止に努める。
②学校関係以外の団体は、今年度中にキャッシュカードを廃止する。

質問6: 私債権の納付誓約書の文書化は？

答弁: ①債務者による納付誓約には、民法で時効中断の効力がある。
これまで債務者から分納の申し出があった場合、口頭により処理していたケースも、可能な限り納付誓約書の提出を受けるよう改善に努める。

質問2: 指定管理者の事務移行の検討が進んでいないとの指摘の改善は？

答弁: ①現在、指定管理者が徴収すべき体育施設の利用料金について、一部町が領収している事務等がある。
②今年度中に指定管理者への事務以降に取り組む。

質問4: 小・中学校の各種預り金の帳票の未整備に対する共通様式の統一の改善は？

答弁: ①今年度保護者負担経費会計システムの導入を予定しており、収支管理のシステム化を図ることにより、帳票様式の共通化を目指す。



質問7: 不納欠損処理の消滅債権処理の適正化は？

答弁: ①消滅した債権を適正に不納欠損処理していないとの指摘があった。
②現在、債権管理の適正化に向け、町行政全体の未収債権の実態調査に着手している。
③この調査において、不納欠損処理が必要なものを明らかにして、早急な処理を図る。

山本せいご後援会事務所
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301

Eメール seigo722@balloon.ne.jp
ホームページ <http://www.balloon.ne.jp/seigo722/>

議会だより (つづき 2)

行政監査および定期監査の課題の処置について (3)

3. 27年度に債権管理について指摘され、再改善を求められた事項

税外債権の管理において、債権の徴収率の向上を図り、債権を適切に回収することが重要である。その前提として債権が適切に管理されなくてはならない。

全国的に債権管理条例を制定する団体が増えつつあると指摘されている。本町の債権管理の適正化に向けて全庁的な取り組みが進むよう、組織機構面のあり方を含めた具体的な検討が望まれるとある。取り組みについて問う。

質問1: 債権管理に関し、統轄的な役割を担う部署の設置は?

答弁: ①各種料金徴収の総括指導に関する事務をする住民部税務課収入推進係に加え、総務部財政課に債権管理事務の総括指導に関する事務をする管理係を新設した。

質問3: 債権管理条例の制定は?

答弁: ①債権管理条例の制定及び運用により、債務者間の公平が確保され、徴収率の向上が図られる。
②制定後の条例の適正運用が可能となるよう、今後の債権放棄のあり方を検討することが必要であり、これを踏まえて条例案の策定に向け取り組む。



質問5: 職員への研修などの実施は?

答弁: ①平成29年度より、担当職員には各種研修会への参加を促しており、定例の債権管理担当者会議を開催し、情報交換をするなど事務のレベルアップを図っている。
②今後も継続し、担当職員の知識の習得、意識の向上を図る。

質問2: 債権に関する管理のあり方を包括的に検討した結果は?

答弁: ①本町にふさわしい債権管理のあり方を検討するにあたり、管理手法、情報の共有、専門家への委託、コールセンター設置、など法的な整理を含めて具体的に検討することが必要と考えている。
②これらを検討するため、債権の管理実態を把握することが必要であり、まず実態調査に取り組んでいる。



質問4: 債権管理マニュアルの作成は?

答弁: ①平成29年度より担当職員の債権管理に関する研修受講や情報交換の場に債権者管理担当者会議をしている。
②これら研修や会議で蓄積されたノウハウを定着させるため、債権管理マニュアルを策定することとしている。

質問6: 債権管理に関して、組織ができた。26年度以降、滞納状況は改善されたか?

答弁: ①28年度決算で、未収金は少し増えている。
②29年4月に財政課に管理係ができ、体制強化を進めている。
③29年度は職員の事務レベルのアップを図ってきた。今年度は、実態調査に着手していく。



1. 監査に指摘されたことについては、改善事項、早急に処理するものは処理して、監査報告を待つまでもなく業務執行に適用していくことを進めていただきたい。
2. 債権管理は、組織ができたからといって前に進むような案件ではないと思う。関係部署の絶大な意欲と行動がなければできない。精力的に取り組んでいただきたい。

議会だより (つづき 3)

一般質問のその後について

質問1. 南稲八妻地域の土砂搬入に関して、精華町の環境の保全を目的とする必要条例の制定の取り組み状況について問う。

答弁:①本町では、京都府が統一的な行政指導を行うことにより、効果的な対応が図られており、問題が生じているとの報告を受けていない。などにより、早急に独自の規制条例を制定するには至っていない。
②今後については、町独自の規制条例について調査研究を進め、京都府と連携し、環境保全の対策に取り組む。



質問2. オリンピックに向けた法整備などが進む受動喫煙対策の公共施設内全面禁煙の本町の取り組みは？

答弁:①今国会で健康増進法の一部改正案が可決され、施行された際は、敷地内禁煙とし、屋外受動喫煙を防止するための必要な措置を取られた場所に喫煙場所を設置できるとされる。
(喫煙専用室として、屋外へ煙の流出防止措置を講じられた施設)
●屋外の喫煙専用室のみの喫煙を徹底し、敷地内は禁煙としていかなければならない。



質問2-2. 敷地内禁煙に設ける喫煙場所についてどのような処置をするか、現行の喫煙ルームは適切と考えているのか？

答弁:①具体的基準が示されたとき、基準にのっとった形の喫煙専用室を設ける。
②現行の喫煙ルームは現時点の基準には則っている。



1. 南稲の土砂搬入に関して、府の条例の中で、自治会に協定を結ぶよう決められているところがあって、自治会は一所懸命頑張っており対応している。
今回の事例で、交通問題、農業用水問題など影響が出るのは精華町全域である。
2. 府の条例で足りない部分、町独自で押さえないといけない事柄を、府の条例の中に町の条項を盛り込むなど、今後研究を進めていただきたい。
将来に懸念される環境問題にも、町がきちんと責任を負える体制を作っていただきたい。
3. 現在の喫煙ルームのある北側玄関、玄関周辺にたばこのにおいが漂う。
玄関周辺では、赤ちゃんを抱いたお母さん、親子の行事、町の健康検診行われる。
受動喫煙について、実態を含めしっかり検証していただきたい。

傍聴席

- (1)南稲地域の土砂搬入に関する協定について、搬入後に流出する水質は精華町の他地域に影響を及ぼす恐れから、自治会が一生懸命対策を検討している。
町内・他地域に広範に関係する事案は、町で協定に参加しないと、負担が大きすぎる。
- (2)受動喫煙対策では、生駒市が「職員の職務時間内喫煙の禁止や喫煙後45分間は、エレベーターの利用禁止を来場者にもお願いする」など積極的な対応を宣言している。
- (3)喫煙ルームの問題として、喫煙者自身が高濃度の受動喫煙に暴露されること。さらに衣服や体に有害物質が付着し、喫煙ルーム外に拡散される。
また喫煙ルームの清掃業者が職業的受動喫煙にさらされることなど、忘れられているなど、残念に思う。「健康づくりのまち」として積極的な取り組みを求めます。

(後援会員 H・M 記)

山本せいご後援会事務所
精華町大字南稲八妻小字門口71

TEL/FAX 0774-94-3301
Eメール seigo722@balloon.ne.jp
ホームページ http://www.balloon.ne.jp/seigo722/